

家族でルールを話し合ってみましょう!!

急速な進展を続けている情報社会の中で生きていく子どもたちにとって、スマートフォンやタブレット端末をはじめとした情報機器は便利な道具となります。

しかし、その利用をめぐる、様々なトラブルが起きているのも事実です。「ネットいじめ」や「SNSをきっかけとした誘拐事件」等は、大きな社会問題になっています。

すでにお子さんがインターネットに接続できるスマートフォン等の情報端末（ゲーム機や音楽プレーヤーも含む）を利用している保護者の皆様だけでなく、小中学生にはまだ早いとお考えになっている保護者の皆様にも、インターネット利用についてご理解いただくことが、将来、子どもたちが正しく、安全に活用することにつながります。

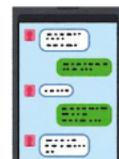


ネットにおけるコミュニケーションの特性を知った上でのルール作り

相手の「イヤなことをしないようにしよう」というルールで大丈夫?

「イヤなこと」の感覚が人によってズレやすく、ネットの特性によって、ズレが大きくなります。特性を知った上でのルール作りが大切です。

- ① 感覚のズレ → 人によって「イヤだな」と感じる言葉には違いがあります。
- ② ネットの特性 → 感情が伝わりにくく、誤解が生じやすい。
- ③ リスクの見積もりのズレ → 子どもは何が危険かは分かって、「このくらいなら大丈夫だろう」と考え、重大なリスクであっても過少に見積りがちです。



【参考】「GIGA ワークブックこおりやま」及び教育におけるDX研修「情報モラル教育講座」 静岡大学教育学部 准教授 塩田 真吾 先生の講義資料

「GIGA ワークブック こおりやま」より

ご家庭でも、お子さんと話し合い、約束事を決めて、使用するよう、ご協力をお願いします。



家庭のルールを考えよう

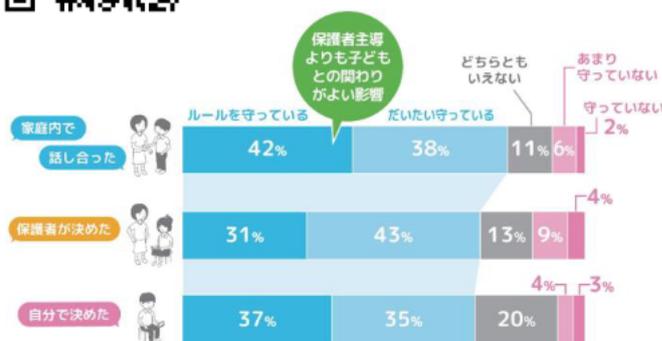


ルールの決め方と遵守の関係

高校生を対象とした調査によると、保護者主導でルールをつくったときより、子どもと一緒にルールをつくったときのほうが、子どもがルールを守る確率が高いことが分かっています。

「ネットを使い過ぎない」というルールが守られない理由

子どもは、「自分はネットやゲームを使いすぎていない」と考える傾向があるため、「使い過ぎない」というルールは守られなくなりがちです。



<https://sites.google.com/fcs.ed.jp/gigaworkbookkoriyama/>

相談窓口・問い合わせ先

【郡山市公共機関】

郡山警察署 Tel 024-922-2800 (代表)
 郡山北警察署 Tel 024-991-0110 (代表)
 郡山市消費生活センター Tel 024-921-0333
 相談受付 8:30~17:00 月から金 (祝日、年末年始除く)

【携帯キャリア主要各社の問い合わせ窓口】

NTTドコモ Tel 0120-800-000
 KDDI (au) Tel 0077-7-111
 ソフトバンク Tel 0800-919-0157
 楽天モバイル Tel 050-5434-4653



～Society5.0 時代を生きる子どもたちが、インターネットのよりよい使い手となるために～

保護者の皆様に知っておいてほしい

4つの大切なポイント



郡山市立学校に児童生徒用1人1台端末が配置され、毎日の学習活動にも欠かせない存在となったインターネットやタブレット端末。生活をより豊かにする道具だからこそ、楽しく便利に使えるだけでなく、**正しく・安全に使うことのできるスキル**を身につけさせたいものです。



Point 1

ICT 機器を持たせるのは、保護者の「責任」で。

お子さんがスマートフォンやタブレット端末等、自分の ICT 機器を欲しがったときは、本当に必要なかをよく検討してください。お子さんの言い分だけでなく、どんなことに使うのか、料金はどのくらいかなどについて話し合い、ICT 機器のよさや課題を把握して、持たせるかどうかを家族でよく考えてください。

Point 2

家族で話し合い、家庭のルールづくりとタイムマネジメント力を。

お子さんに自分の ICT 機器を持たせるときは、利用目的（アプリ等）や時間や利用する場所などを話し合って決めることが大切です。お家の方から押しつけるのではなく、一緒にルールをつくることで自覚をもたせたいものです。また、ルールは適宜見直し、有意義な生活を過ごせるようにしてください。

Point 3

フィルタリングを必ずかけて、安全対策を。

子どもを守るために必ずしなければならないことは、インターネットの有害なページを見られないようにブロックする「フィルタリング」をかけることです。「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」に基づき、18歳未満の青少年が利用する携帯電話等には保護者が解除の申出をしない限り、フィルタリングの利用が条件になっています。お子さんに言われたからといって、安易に解除をしないことが大切です。詳しくは、携帯電話会社に問い合わせをして相談してください。

また、お子さんの利用状況を確認する上でも、**ペアレンタルコントロール**※機能の利用も有効です。

※「ペアレンタルコントロール」とは、「親としての制限」を意味し、アプリの制御やコンテンツフィルタ、時間制限を導入など、未成年が ICT 機器を利用する機能やアプリ、行動を保護者が監視・制限する機能や取組のことを指します。

Point 4

困ったときは、すぐに相談ができる関係づくりを。

ICT 機器の利用によるトラブル（友人関係の悪化、SNS 等でのいじめや誹謗中傷、機器の紛失や身に覚えのない請求等）が起きたときのためにも、一人で悩みを抱えることのないよう、普段から相談のしやすい関係づくりが大切です。お子さんからの相談に寄り添うとともに、判断に迷ったときは、学校や専門の相談窓口（郡山警察署や郡山北警察署等）にアドバイスを求めてください。

※ 相談窓口等の詳細については、裏面（次ページ）の「相談窓口・問い合わせ先・参考リンク」をご覧ください。



ご家庭で見えるところに掲示して、ご活用ください。

郡山市教育委員会・郡山市 PTA 連合会・郡山市小中学校長会

